

第 30 号議案

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 21 日

提出者 国 立 市 長 濱 崎 真 也

(説 明) 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正等に伴い、子どもの看護休暇の取得事由並びに超過勤務等の免除及び育児時間の利用の対象となる職員の範囲を拡大するとともに、仕事と介護との両立に資する制度等を利用しやすい勤務環境の整備等を行うため、条例の一部を改正するものである。

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和 26 年 11 月国立市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条の 5 第 1 項中「1 年 3 月」を「1 年 6 月」に、「乳児」を「子」に改める。

第 10 条の 9 中「配偶者等または」の次に「当該職員もしくはその配偶者等の」を加える。

第 10 条の 13 の見出しを「（子どもの看護等休暇）」に改め、同条中「子の看護」の次に「等（負傷し、もしくは疾病にかかった当該子の世話をを行うこと、疾病の予防を図るために当該子に予防接種もしくは健康診断を受

けさせることもしくは学校保健安全法（昭和３３年法律第５６号）第２０条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして市長が定める事由に伴う当該子の世話を行うことまたは当該子の教育もしくは保育に係る行事のうち市長が定めるものへの参加をすることをいう。）」を加え、「または予防接種若しくは健康診断を受けさせるために」を削り、「子どもの看護休暇」を「子どもの看護等休暇」に改める。

第１６条第１項中「３歳に満たない」を「小学校または義務教育学校就学の始期に達するまでの」に改める。

第１７条を第１９条とし、第１６条の次に次の２条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第１７条 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

２ 任命権者は、職員に対して、当該職員が４０歳に達した日の属する年度（４月１日から翌年の３月３１日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第１８条 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- （１） 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- （２） 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- （３） 前２号に掲げるもののほか、介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

（施行期日）

１ この条例は、令和７年４月１日から施行する。ただし、第１０条の９の改正規定及び附則第３項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に改正前の第10条の5の規定により育児時間の承認を受けている職員については、改正後の第10条の5の規定による育児時間の承認を受けたものとみなす。
- 3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を超過勤務等免除開始日（超過勤務等の免除を請求する一の期間の初日をいう。）とする改正後の第16条第1項の規定による請求（3歳から小学校または義務教育学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、育児又は介護を行う職員の超過勤務等の免除に関する規程（平成22年7月国立市訓令第60号）第2条第1項の規定により、当該請求を行うことができる。